

〔公印・契印省略〕

総統推第 294 号
令和 7 年 8 月 20 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総 務 大 臣
村 上 誠 一 郎

諮問第 198 号
令和 4 年就業構造基本調査及び令和 5 年住宅・土地統計調査に係る匿名
データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）
第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について)

1 匿名データの作成の対象とする統計調査

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）において、ユーザーのニーズを考慮し、匿名データの提供対象とする統計調査・年次の追加等に取り組むこととされていることを踏まえ、以下に掲げる統計調査について、統計法（平成19年法律第53号）第35条第1項の規定に基づき、匿名データの作成を行う予定である。

作成対象の統計調査	調査年次	(参考) 作成済みの調査年次
就業構造基本調査	令和4年	平成4年、平成9年、平成14年、平成19年、平成24年及び平成29年
住宅・土地統計調査	令和5年	平成5年、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年及び平成30年

2 匿名データの作成方法の概要

作成対象の統計調査については、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）の「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（別添1参照）に沿って、必要なレコードのリサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等の匿名化措置を行う（別添2参照）。

なお、各統計調査の新規の調査事項については、上記匿名化処理基準や類似の調査事項の取扱いを踏まえ、必要に応じて匿名化措置を行う。

3 匿名データの作成方法の主な変更点

(1) 令和4年就業構造基本調査

- 「この仕事の1週間の就業時間（おもな仕事）」については、記入方法が階級区分から1時間単位に変更されたことに伴い、提供する地域ごとに上限・下限値によりトップ・ボトムコーディングを行う。また、新規調査事項の「1週間の就業時間（副業）」は、提供する地域ごとに上限値によりトップコーディングを行う。また、おもな仕事及び副業の週間就業時間の組合せにより、特定のおそれがある長時間労働の世帯人員を含む世帯を削除する。
- 「勤め先・業主などの事業の内容」については、従業上の地位や副業等の関連する調査事項等との組合せを確認し、特定のおそれがある者を含む区分については他の区分とリコーディングを行う。また、有用性を考慮し、十分な度数があると認められる区分については、リコーディングの見直しを行う。

(2) 令和5年住宅・土地統計調査

- 「住宅に居住する世帯」について、新規調査事項の「同居世帯の世帯人員の合計」においては、分布状況から、上限値によりトップコーディングを行う。また、新規調査事項の「うち65歳以上の世帯人員」及び「同居世帯の世帯数」においては「同居世帯の世帯人員の合計」に合わせて上限値によりトップコーディングを行う。
- 「住宅以外の建物に居住する世帯」について、「同居世帯の世帯人員の合計」及び「うち65歳

以上の世帯人員」においては、新設の区分の「高齢者居住施設」を含め、建物の規模の情報により特定のおそれがあるため、リコーディング（階級区分）を行う。また、「同居世帯の世帯数」においては、分布状況から、上限値によりトップコーディングを行う。

- ・「居住室」の新規調査事項の「うち同居世帯が使用する室数の合計」及び「うち同居世帯が使用する居住室の畳数」について、それぞれ類似の調査事項である「室数の合計」及び「居住室の畳数」と同様の匿名化措置を行う。なお、「住宅以外の建物に居住する世帯」の「室数の合計」及び「うち同居世帯が使用する室数の合計」については、新設の区分の「高齢者居住施設」を含め、建物の規模の情報により特定のおそれがあるため、リコーディング（階級区分）を行う。

4 その他

匿名データについては、総務省統計研究研修所において、匿名化処理基準に沿って匿名化処理の妥当性に関する検証を実施し、匿名性が確保できていることを「匿名データ有識者会議」で確認済みである（別添3参照）。

統計法第35条第2項の規定に基づく審議について

〔平成27年9月17日〕
統計委員会決定
改正 平成31年2月20日
改正 令和6年9月26日

統計法（平成19年法律第53号）第35条第2項の規定に基づく基幹統計調査に係る匿名データ（以下単に「匿名データ」という。）の作成に関する審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）を踏まえ、匿名データの早期提供に向け、匿名データ作成省庁及び総務省統計研究研修所（以下単に「統計研究研修所」という。）と連携を図り、以下の措置を講じることにより、効率的かつ重点的に行うものとする。

1 審議の効率化及び重点化

匿名データの作成に当たっては、これまでの統計委員会における審議や統計研究研修所における支援の実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に沿って行うものと認められる場合、次に掲げるとおり、審議の効率化及び重点化を図るものとする。

- (1) 匿名データの元となる統計調査の調査事項（(2)において単に「調査事項」という。）に追加及び変更がない場合、前回の統計委員会答申から変更がないものと判断できることから、統計委員会における諮問審議を要さないものとする。
- (2) 調査事項に追加又は変更がある場合、統計研究研修所における検証結果に基づき、原則として、統計制度部会への付託を行わず、統計委員会において審議を行うものとする。

2 答申の時期

1(2)の場合において、答申は、匿名データの作成に必要な調査票情報に係る基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を行った後に行う。

3 答申後に匿名性に疑義が生じた場合の対応

急激な社会経済情勢の変化等により、答申を受けて作成した匿名データの匿名性に疑義があると認められる場合、その状況について報告を受けるものとする。

4 過去の統計委員会答申における今後の課題への対応

匿名データの作成に係る過去の統計委員会答申において、今後の課題とされた事項（地域情報や年齢の詳細化など）については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所における検討結果について報告を受け、その取扱いを別途検討するものとする。

5 その他

1から4までの取扱いについては、今後の運用状況等を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準

I 統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）

1 識別情報に関する処理	
(1) 提供しない調査事項等	
調査対象を特定する危険性の高い識別情報である調査事項等（氏名、住所、出生の年月、調査地域の番号等）は提供しない。	
	ア 個人が特定できる調査事項等
	・ 氏名、勤め先 など
	・ 出生の元号・年・月（提供する場合は、年齢に換算する）
	イ 調査対象が特定できる調査事項等
	・ 調査地域に関する情報（実査で利用した調査区番号などの市区町村よりも詳細な地域情報）、建物が特定される調査事項 など
	ウ 現住居以外の地域に関する調査事項等
	・ 以前住んでいた場所、従業している場所、通学している場所 など（市区町村などの地域情報）
	エ 直近の災害等に関する調査事項
(2) 調査対象の削除	
調査票情報において、提供する地域ごとの出現頻度が低く特定される可能性の高い調査対象を削除することを検討する。	
	ア 世帯人員に関する削除処理
	・ 世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）
	イ 同一年齢の世帯人員に関する削除処理
	・ 同一年齢の世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（原則として、15歳未満を対象とする。また、直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）
	ウ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員についての削除処理
	・ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯
(3) 実査の際に付与される情報の匿名化処理	
実査の際に付与される情報について、調査対象が特定される可能性が高い場合、匿名化処理を行うことを検討する。	
	ア 調査票情報の配列順の並べ替え（調査対象のランダムソート）
	・ 調査対象が特定できる可能性の高い識別情報（世帯番号、住宅番号等が該当）は、配列順の並べ替え、再付与等を検討する。
	イ 集計用乗率（復元倍率）の再付与
	・ 集計用乗率（復元倍率）から調査対象の抽出方法が判明し、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、有用性を考慮した上で再付与等を検討する。
2 調査事項等の内容や性質によりしきい値を設定し行う処理	
提供する地域等ごとの調査事項等の分布状況において、設定したしきい値よりも出現する構成割合又は度数が少ないなど調査対象が特定される可能性が高くなる調査事項等について、内容や性質と統計調査の目的との関係性を考慮して、匿名化処理を検討する。 なお、調査事項に回答する調査対象が限定されるなど、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、調査事項等を提供しない 又は 調査対象を削除することを検討する。	
(1) 量的データに関する調査事項等（数量を直接記入又は記入内容から数量に換算する調査事項等）	
（年齢、階数、面積、回数、時期（〇年〇月）、期間（〇年〇か月）、時間、金額などが該当）	
	ア 累積の構成割合又は度数の分布状況から、設定したしきい値により決定した上限（下限）値を上（下）回る場合には、トップ（ボトム）コーディング
	・ 上限（下限）値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。
	・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに上限（下限）値が異なる場合は、より粗い値を採用する。
	・ 単位にも留意する。
	イ 構成割合又は度数の分布状況により、リコーディング（階級区分）
	・ 本体集計等で使用している区分、有用性を考慮し、階級区分を検討する。
	ウ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア、イ等の匿名化処理
(2) 質的データに関する調査事項等（「(1) 量的データに関する調査事項等」以外）	
	ア 構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値により決定した下限値を下回る場合には、リコーディング
	・ しきい値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。
	・ 「不詳」又は不詳に相当する区分は、リコーディングしない。
	・ 「その他」は、原則としてリコーディングしない。 （ただし、「その他」以外の区分にリコーディングの対象となる区分がない場合は、「その他」とリコーディングすることは可）
	・ 区分を統合する場合は、その内容及び性質、本体集計等で使用している区分、有用性を考慮しリコーディングを検討する。
	・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに区分等が異なる場合は、より粗い区分を採用する。
	・ 介護、教育等に関する内容の調査事項等について、他の調査事項等との関連性を確認した上でリコーディングを検討する。
	・ 調査事項等が、意識を問う内容（「なぜですか」、「～したいですか」などが該当）の場合、そのまま提供できるかを検討する。
	イ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア等の匿名化処理

II 各統計調査で独自に行う処理

1 提供する地域 （市区町村以上の地域情報） 各統計調査において、提供する地域（都道府県、市区町村等）を決定する。	
2 サンプルング・リサンプリング率 各統計調査において、調査方法を考慮し抽出した調査票情報の一部を提供する。	
【国勢調査】	一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約１％
【社会生活基本調査】	世帯単位に約80％ （調査票A、調査票Bごとに抽出する。）
【就業構造基本調査】	世帯単位に約80％
【住宅・土地統計調査】	住宅単位に約10％ （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）
【労働力調査】	世帯単位に約80％（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20％とする。）
【全国家計構造調査】	世帯単位に約80％ （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。）
【国民生活基礎調査】	世帯単位に約20％
【賃金構造基本統計調査】	労働者単位に約40％
3 世帯・個人識別情報の匿名化 各統計調査の特性により調査対象が特定される可能性が高い場合は匿名化処理を行う（提供する地域ごとに検討を行う。）。	
【国勢調査】	・母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・父子世帯を削除 ・子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除
【社会生活基本調査】	・母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除
【就業構造基本調査】	・長時間労働者のいる世帯を削除
【住宅・土地統計調査】	・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除
【労働力調査】	・自衛官及び受刑者のレコードを削除
【国民生活基礎調査】	・父子世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除
【賃金構造基本統計調査】	・公営の事業所を削除
4 攪乱処理 調査単位、調査対象等が、特定又は推定されないようスワッピング、誤差の導入などの匿名化処理を必要に応じて行う。	
【国勢調査】	・２つの調査対象を入れ替える。（スワッピング）

この処理基準は、令和７年８月20日から適用する。

令和4年就業構造基本調査 匿名データの作成方針（案）

就業構造基本調査は、国内の就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的に世帯及びその世帯員を対象に5年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

令和4年就業構造基本調査（以下「本調査」という。）について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び匿名データの作成に係る匿名化处理基準（以下「匿名化处理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案した措置を講ずるものとする。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた就業構造基本調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票情報から、以下の匿名データを作成する。

リサンプリング率	調査本体の 標本の大きさ	匿名データの 標本の大きさ
約80%	約42万世帯の世帯員 (15歳以上のみ) 約84万人	約67万人

3 匿名データの作成方法

作成方法については、本調査の調査票情報から匿名化处理基準に沿って必要な匿名化处理を行う。

なお、匿名データを作成する際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化处理を検討する。

4 提供予定時期

令和8年6月（予定）

令和5年住宅・土地統計調査 匿名データの作成方針（案）

住宅・土地統計調査は、国内の住宅と居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を明らかにすることを目的に住宅等及びその居住世帯を対象に5年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

令和5年住宅・土地統計調査（以下「本調査」という。）について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法を勘案した措置を講ずるものとする。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた住宅・土地統計調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票情報から、以下の匿名データを作成する。

リサンプリング率	調査本体の 標本の大きさ	匿名データの 標本の大きさ
約10%	約340万住戸	約34万住戸

3 匿名データの作成方法

作成方法については、本調査の調査票情報から匿名化処理基準に沿って必要な匿名化処理を行う。

なお、匿名データを作成する際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を検討する。

4 提供予定時期

令和9年3月（予定）

匿名データの作成に係る匿名化処理基準と令和4年就業構造基本調査の対応表（案）

別添3

I 統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）		令和4年就業構造基本調査【○:そのまま提供 △:匿名化を講じて提供 ×:提供しない】
1 識別情報に関する処理		
(1) 提供しない調査事項等		
調査対象を特定する危険性の高い識別情報である調査事項等（氏名、住所、出生の年月、調査地域の番号等）は提供しない。		
ア 個人が特定できる調査事項等		・1 氏名【×】 ・3 出生の年月【×】(年齢に換算して提供) ・A2 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容(2) 名称【×】
・ 氏名、勤め先 など		
・ 出生の元号・年・月（提供する場合は、年齢に換算する）		
イ 調査対象が特定できる調査事項等		・調査区符号【×】
・ 調査地域に関する情報（実査で使⽤した調査区番号などの市区町村よりも詳細な地域情報）、建物が特定される調査事項 など		
ウ 現住居以外の地域に関する調査事項等		・5 居住地について(3)現在の場所に住む前はどこに住んでいましたか 住んでいた都道府県【×】
・ 以前住んでいた場所、従業している場所、通学している場所 など（市区町村などの地域情報）		
エ 直近の災害等に関する調査事項		—
(2) 調査対象の削除		
調査票情報において、提供する地域ごとの出現頻度が低く特定される可能性の高い調査対象を削除することを検討する。		
ア 世帯人員に関する削除処理		・G2 世帯人員の合計【△】 ・G2 15歳以上の合計人員【○】 ・(加工項目) 親族世帯人員【○】 ・(加工項目) 有業親族世帯人員【○】
・ 世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）		
イ 同一年齢の世帯人員に関する削除処理		
・ 同一年齢の世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（原則として、15歳未満を対象とする。また、直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）		・G2 年齢別15歳未満の世帯人員【△】 ・(加工項目) 15歳未満の合計人員【○】 ・(加工項目) 子供の数【○】
ウ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員についての削除処理		
・ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯		
(3) 実査の際に付与される情報の匿名化処理		
実査の際に付与される情報について、調査対象が特定される可能性が高い場合、匿名化処理を行うことを検討する。		
ア 調査票情報の配列順の並べ替え（調査対象のランダムソート）		・世帯番号【△】 ・世帯員番号【○】
・ 調査対象が特定できる可能性の高い識別情報（世帯番号、住宅番号等が該当）は、配列順の並べ替え、再付与等を検討する。		
イ 集計用乗率（復元倍率）の再付与		・集計用乗率【○】
・ 集計用乗率（復元倍率）から調査対象の抽出方法が判明し、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、有用性を考慮した上で再付与等を検討する。		

I 統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）		令和4年就業構造基本調査【○:そのまま提供 △:匿名化を講じて提供 ×:提供しない】
2 調査事項等の内容や性質によりしきい値を設定し行う処理		
提供する地域等ごとの調査事項等の分布状況において、設定したしきい値よりも出現する構成割合又は度数が少ないなど調査対象が特定される可能性が高くなる調査事項等について、内容や性質と統計調査の目的との関係性を考慮して、匿名化処理を検討する。 なお、調査事項に回答する調査対象が限定されるなど、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、調査事項等を提供しない 又は 調査対象を削除することを検討する。		
(1) 量的データに関する調査事項等（数量を直接記入又は記入内容から数量に換算する調査事項等）		
（年齢、階数、面積、回数、時期（○年○月）、期間（○年○か月）、時間、金額などが該当）		
ア 累積の構成割合又は度数の分布状況から、設定したしきい値により決定した上限（下限）値を上（下）回る場合には、トップ（ボトム）コーディング ・ 上限（下限）値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。 ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに上限（下限）値が異なる場合は、より粗い値を採用する。 ・ 単位にも留意する。		・(加工項目) 年齢【△】 ・A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか 更新回数【△】 ・A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間(3) 1週間の就業時間【△】 ・A18 仕事の規則性及び1週間の就業時間 1週間の就業時間【△】 ・(加工項目) <世帯主> 年齢【△】 ・(加工項目) <夫> 年齢【△】 ・(加工項目) <妻> 年齢【△】 ・(加工項目) <母子・父子世帯> 年齢【△】
イ 構成割合又は度数の分布状況により、リコーディング（階級区分） ・ 本体集計等で使用している区分、有用性を考慮し、階級区分を検討する。		・(加工項目) 年齢【△】 ・A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか 更新回数【△】 ・(加工項目) <世帯主> 年齢【△】 ・(加工項目) <夫> 年齢【△】 ・(加工項目) <妻> 年齢【△】 ・(加工項目) <母子・父子世帯> 年齢【△】
ウ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア、イ等の匿名化処理		・4 教育(1) 卒業時期【△】 ・A8 この仕事にはいつついたのですか【△】 ・C2 前の仕事はどれくらい続けていたのですか【△】 ・D2 「最初の仕事」にはいつついたのですか【△】 ・(加工項目) 継続就業期間(現職)【△】
(2) 質的データに関する調査事項等（「(1) 量的データに関する調査事項等」以外）		
ア 構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値により決定した下限値を下回る場合には、リコーディング ・ しきい値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。 ・ 「不詳」又は不詳に相当する区分は、リコーディングしない。 ・ 「その他」は、原則としてリコーディングしない。 （ただし、「その他」以外の区分にリコーディングの対象となる区分がない場合は、「その他」とリコーディングすることは可） ・ 区分を統合する場合は、その内容及び性質、本体集計等で使用している区分、有用性を考慮しリコーディングを検討する。 ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに区分等が異なる場合は、より粗い区分を採用する。 ・ 介護、教育等に関する内容の調査事項等について、他の調査事項等との関連性を確認した上でリコーディングを検討する。 ・ 調査事項等が、意識を問う内容（「なぜですか」、「～したいですか」などが該当）の場合、そのまま提供できるかを検討する。		・1 男女の別【○】 ・1 配偶者の有無【○】 ・2 世帯主との続き柄【○】 ・4 教育(1) 就学区分【○】 ・4 教育(2) 学校区分【○】 ・5 居住地について(1) 現在の場所に住み始めたのはいつですか【○】 ・5 居住地について(2) あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか【○】 ・5 居住地について(3) 現在の場所に住む前はどこに住んでいましたか 区分【○】 ・6 収入の種類 おもなもの【○】 ・6 収入の種類 その他該当するもの【○】 ・7 あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか【○】 ・A1 勤めか自営かの別・勤め先における呼称・実店舗の有無【○】 ・A1の2 自分で事業を起こしたのですか【○】 ・A1の3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間【○】 ・A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか 有無【○】 ・A2 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容(1) 経営組織【○】 ・A2 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容(3) 事業の内容【△】 ・A3 本人の仕事の内容【○】 ・A4 勤め先・業主などの企業全体の従業者数【○】 ・A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間(1) 1年間の就業日数【○】 ・A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間(2) 規則的か否か【○】 ・A6 この仕事の1年間のテレワークの実施状況【○】 ・A6の2 テレワークはどこで行いましたか【○】 ・A7 この仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)【○】 ・A9 どうしてこの仕事についたのですか【○】 ・A10 どうして今の就業形態についているのですか 該当するもの【○】 ・A10 どうして今の就業形態についているのですか 該当するもののうちおもなもの【○】 ・A11 収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか【○】 ・A12 この仕事を今後も続けますか【○】 ・A12の2 どうしてほかの仕事に変わりたいのですか【○】 ・A12の3 どのような種類の仕事(職種)につきたいのですか【○】 ・A12の4 どのようなかたちで仕事をしたいのですか【○】 ・A12の5 仕事を探したり開業の準備をしたりしていますか【○】 ・A13 現在より就業時間を増やしたいと思っていますか【○】 ・A14 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事もしていますか【○】

		令和4年就業構造基本調査【○:そのまま提供 △:匿名化を講じて提供 ×:提供しない】	
(2) 質的データに関する調査事項等（「(1)量的データに関する調査事項等」以外）（つづき）			
ア 構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値により決定した下限値を下回る場合には、リコーディング		・A15 勤めか自営かの別・勤め先における呼称・実店舗の有無【○】 ・A16 勤め先・業主などの事業の内容【○】 ・A17 本人の仕事の内容【○】 ・A18 仕事の規則性及び1週間の就業時間 規則的か否か【○】 ・A19 現在のおもな仕事につく前に何か別の仕事をしていたことがありますか【○】 ・B1 あなたは何か収入になる仕事をしたいと思っていますか【○】 ・B2 どうして仕事をしたいのですか【○】 ・B3 どのような種類の仕事(職種)につきたいのですか【○】 ・B4 どのようなかたちで仕事をしたいのですか【○】 ・B5 その仕事を探したり 開業の準備をしたりしていますか【○】 ・B6 仕事を探したり 開業の準備をしていないのはどうしてですか【○】 ・B7 その仕事を探したり 開業の準備をしている期間はどれくらいになりますか【○】 ・B8 仕事があればすぐつくつもりですか【○】 ・B9 収入になる仕事をしたいと思っていないのはどうしてですか【○】 ・B10 今までに何か仕事をしていたことがありますか【○】 ・C1 前の仕事をいつやめたのですか【○】 ・C3 どうして前の仕事をやめたのですか【○】 ・C4 前の仕事の勤めか自営かの別・勤め先における呼称【○】 ・C5 勤め先・業主などの事業の内容【○】 ・C6 本人の仕事の内容【○】 ・D1 最初についた仕事は現在の仕事又は前の仕事と別ですか【○】 ・D3 「最初の仕事」の勤めか自営かの別・勤め先における呼称【○】 ・E この1年間に仕事に役立てるための訓練や自己啓発をしましたか【○】 ・Eの2 訓練や自己啓発の種類 勤め先が実施したもの【○】 ・Eの2 訓練や自己啓発の種類 自発的に行ったもの【○】 ・Eの2 訓練や自己啓発の種類 自発的に行ったもののうち公的助成のあったもの【○】 ・F1 子の育児をしていますか(未就学児を対象) ふだんの子の育児の有無【○】 ・F1 子の育児をしていますか(未就学児を対象) ふだんの子の育児をしている場合、ふだんの1日当たりの家事・育児時間【○】 ・F1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか【○】 ・F2 家族の介護をしていますか(自宅外にいる家族も対象) ふだんの家族の介護の有無【○】 ・F2 家族の介護をしていますか(自宅外にいる家族も対象) ふだんの家族の介護をしている場合、その頻度【○】 ・F2の2 この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか【○】 ・G1 世帯全体の年間収入(税込み)【○】	・(加工項目) 過去1年間の就業異動【○】 ・(加工項目) 就業異動履歴【○】 ・(加工項目) 離職期間【○】 ・(加工項目) フリーランスの本業・副業の別【○】 ・(加工項目) 一般・単身世帯の別【○】 ・(加工項目) 男子単身・女子単身世帯の別【○】 ・(加工項目) 親族・非親族・単身世帯の別【○】 ・(加工項目) 母子・父子世帯か否か【○】 ・(加工項目) 高齢者世帯か否か【○】 ・(加工項目) 特定家族類型(12区分)【○】 ・(加工項目) 末子の年齢階級【○】 ・(加工項目) 世帯員の就業状態【○】 ・(加工項目) <世帯主> 男女の別【○】 ・(加工項目) <世帯主> 有業・無業の別【○】 ・(加工項目) <世帯主> 従業上の地位【○】 ・(加工項目) <世帯主> 産業【○】 ・(加工項目) <世帯主> 職業【○】 ・(加工項目) <世帯主> 従業者規模【○】 ・(加工項目) <世帯主> 個人所得【○】 ・(加工項目) <世帯主> 求職活動【○】 ・(加工項目) <夫> 教育 就学区分【○】 ・(加工項目) <夫> 教育 学校区分【○】 ・(加工項目) <夫> 有業・無業の別【○】 ・(加工項目) <夫> 就業異動履歴【○】 ・(加工項目) <夫> 従業上の地位【○】 ・(加工項目) <夫> 年間就業日数【○】 ・(加工項目) <夫> 週間就業時間【○】 ・(加工項目) <夫> 個人所得【○】 ・(加工項目) <夫> 就業希望の有無【○】 ・(加工項目) <夫> 前職の離職理由【○】 ・(加工項目) <夫> 求職活動【○】 ・(加工項目) <妻> 教育 就学区分【○】 ・(加工項目) <妻> 教育 学校区分【○】 ・(加工項目) <妻> 有業・無業の別【○】 ・(加工項目) <妻> 就業状態【○】 ・(加工項目) <妻> 過去1年間の就業異動【○】 ・(加工項目) <妻> 従業上の地位【○】 ・(加工項目) <妻> 年間就業日数【○】 ・(加工項目) <妻> 就業の規則性【○】 ・(加工項目) <妻> 週間就業時間【○】 ・(加工項目) <妻> 個人所得【○】 ・(加工項目) <妻> 継続就業期間【○】 ・(加工項目) <妻> 就業理由【○】 ・(加工項目) <妻> 就業希望意識【○】 ・(加工項目) <妻> 就業希望の有無【○】 ・(加工項目) <妻> 希望する仕事の形態【○】 ・(加工項目) <妻> 求職活動【○】 ・(加工項目) <母子・父子世帯> 母子・父子世帯の別【○】 ・(加工項目) <母子・父子世帯> 親の就業状態(有業・無業の別)【○】 ・(加工項目) <母子・父子世帯> 親の求職活動【○】 ・(加工項目) <親> 親の就業状態【○】 ・(加工項目) <親> 親の年齢階級【○】 ・(加工項目) <親> 男親がいる【○】 ・(加工項目) <親> 女親がいる【○】 ・(加工項目) 最年長者の年齢階級【○】
イ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア等の匿名化処理		—	

Ⅱ 各統計調査で独自に行う処理		令和4年就業構造基本調査
1 提供する地域（市区町村以上の地域情報）		
各統計調査において、提供する地域（都道府県、市区町村等）を決定する。		・3大都市圏か否か
2 サンプルング・リサンプリング率		
各統計調査において、調査方法を考慮し抽出した調査票情報の一部を提供する。		
【国勢調査】一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約１％ 【社会生活基本調査】世帯単位に約80％ （調査票A、調査票Bごとに抽出する。） 【就業構造基本調査】世帯単位に約80％ 【住宅・土地統計調査】住宅単位に約10％ （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。） 【労働力調査】世帯単位に約80％（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20％とする。） 【全国家計構造調査】世帯単位に約80％ （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。） 【国民生活基礎調査】世帯単位に約20％ 【賃金構造基本統計調査】労働者単位に約40％		・世帯単位に約80％
3 世帯・個人識別情報の匿名化		
各統計調査の特性により調査対象が特定される可能性が高い場合は匿名化処理を行う（提供する地域ごとに検討を行う。）。		
【国勢調査】 ・母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・父子世帯を削除 ・子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除 【社会生活基本調査】 ・母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除 【就業構造基本調査】 ・長時間労働者のいる世帯を削除 【住宅・土地統計調査】 ・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除 【労働力調査】 ・自衛官及び受刑者のレコードを削除 【国民生活基礎調査】 ・父子世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 【賃金構造基本統計調査】 ・公営の事業所を削除		・長時間労働者のいる世帯を削除
4 攪乱処理		
調査単位、調査対象等が、特定又は推定されないようスワッピング、誤差の導入などの匿名化処理を必要に応じて行う。		
【国勢調査】 ・２つの調査対象を入れ替える。（スワッピング）		—

匿名データの作成に係る匿名化処理基準と令和5年住宅・土地統計調査の対応表（案）

I 統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）		令和5年住宅・土地統計調査【○:そのまま提供 △:匿名化を講じて提供 ×:提供しない】
1 識別情報に関する処理		
(1) 提供しない調査事項等		
調査対象を特定する危険性の高い識別情報である調査事項等（氏名、住所、出生の年月、調査地域の番号等）は提供しない。		
ア 個人が特定できる調査事項等		—
・ 氏名、勤め先 など		
・ 出生の元号・年・月（提供する場合は、年齢に換算する）		
イ 調査対象が特定できる調査事項等		・調査単位区番号【×】 ・建物番号【×】 ・(建物調査票)(8)建物内総住宅数【×】
・ 調査地域に関する情報（実査で使用した調査区番号などの市区町村よりも詳細な地域情報）、建物が特定される調査事項 など		
ウ 現住居以外の地域に関する調査事項等		・8 前住居 どこに住んでいましたか【×】
・ 以前住んでいた場所、従業している場所、通学している場所 など（市区町村などの地域情報）		
エ 直近の災害等に関する調査事項		—
(2) 調査対象の削除		
調査票情報において、提供する地域ごとの出現頻度が低く特定される可能性の高い調査対象を削除することを検討する。		
ア 世帯人員に関する削除処理		・1 世帯の構成（ア）世帯人員の合計【△】
・ 世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）		
イ 同一年齢の世帯人員に関する削除処理		・同一年齢の15歳未満の世帯人員【△】
・ 同一年齢の世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（原則として、15歳未満を対象とする。また、直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）		
ウ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員についての削除処理		—
・ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯		
(3) 実査の際に付与される情報の匿名化処理		
実査の際に付与される情報について、調査対象が特定される可能性が高い場合、匿名化処理を行うことを検討する。		
ア 調査票情報の配列順の並べ替え（調査対象のランダムソート）		・住宅番号【△】 ・(加工項目)世帯一連番号【△】
・ 調査対象が特定できる可能性の高い識別情報（世帯番号、住宅番号等が該当）は、配列順の並べ替え、再付与等を検討する。		
イ 集計用乗率（復元倍率）の再付与		・集計用乗率【△】
・ 集計用乗率（復元倍率）から調査対象の抽出方法が判明し、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、有用性を考慮した上で再付与等を検討する。		

Ⅰ 統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）		令和5年住宅・土地統計調査【○:そのまま提供　△:匿名化を講じて提供　×:提供しない】	
2 調査事項等の内容や性質によりしきい値を設定し行う処理			
提供する地域等ごとの調査事項等の分布状況において、設定したしきい値よりも出現する構成割合又は度数が少ないなど調査対象が特定される可能性が高くなる調査事項等について、内容や性質と統計調査の目的との関係性を考慮して、匿名化処理を検討する。 なお、調査事項に回答する調査対象が限定されるなど、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、調査事項等を提供しない 又は 調査対象を削除することを検討する。			
(1) 量的データに関する調査事項等（数量を直接記入又は記入内容から数量に換算する調査事項等）			
（年齢、階数、面積、回数、時期（○年○月）、期間（○年○か月）、時間、金額などが該当）			
ア 累積の構成割合又は度数の分布状況から、設定したしきい値により決定した上限（下限）値を上（下）回る場合には、トップ（ボトム）コーディング ・ 上限（下限）値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。 ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに上限（下限）値が異なる場合は、より粗い値を採用する。 ・ 単位にも留意する。		・1 世帯の構成（イ）年齢【△】 ・2 同居世帯（イ）同居世帯の世帯数【△】 ・2 同居世帯（ウ）同居世帯の世帯人員の合計【△】 ・2 同居世帯（ウ）うち65歳以上の世帯人員【△】 ・8 前住居（イ）その居住室全体の広さは何畳でしたか【△】 ・9 居住室（室数の合計）【△】 ・9 居住室（居住室の量数）【△】 ・9 居住室（うち同居世帯が使用する室数の合計）【△】 ・9 居住室（うち同居世帯が使用する居住室の量数）【△】	・11 1か月の家賃又は間代【△】 ・11 1か月の共益費又は管理費【○】 ・13 床面積（床面積の合計（延べ面積））【△】 ・13 床面積（うち1階の床面積）【△】 ・23 敷地面積【△】 ・（建物調査票）（6）建物全体の階数【△】 ・（加工項目）年齢（世帯主）【△】
イ 構成割合又は度数の分布状況により、リコーディング（階級区分） ・ 本体集計等で使用している区分、有用性を考慮し、階級区分を検討する。		・1 世帯の構成（ア）世帯人員の合計【△】 ・1 世帯の構成（イ）年齢【△】 ・2 同居世帯（ウ）同居世帯の世帯人員の合計【△】 ・2 同居世帯（ウ）うち65歳以上の世帯人員【△】	・9 居住室（室数の合計）【△】 ・9 居住室（うち同居世帯が使用する室数の合計）【△】 ・（加工項目）年齢（世帯主）【△】
ウ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア、イ等の匿名化処理		—	
(2) 質的データに関する調査事項等（「(1) 量的データに関する調査事項等」以外）			
ア 構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値により決定した下限値を下回る場合には、リコーディング ・ しきい値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。 ・ 「不詳」又は不詳に相当する区分は、リコーディングしない。 ・ 「その他」は、原則としてリコーディングしない。 （ただし、「その他」以外の区分にリコーディングの対象となる区分がない場合は、「その他」とリコーディングすることは可） ・ 区分を統合する場合は、その内容及び性質、本体集計等で使用している区分、有用性を考慮しリコーディングを検討する。 ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに区分等が異なる場合は、より粗い区分を採用する。 ・ 介護、教育等に関する内容の調査事項等について、他の調査事項等との関連性を確認した上でリコーディングを検討する。 ・ 調査事項等が、意識を問う内容（「なぜですか」、「～したいですか」などが該当）の場合、そのまま提供できるかを検討する。		・1 世帯の構成（イ）男女の別【○】 ・1 世帯の構成（イ）配偶者の有無【○】 ・1 世帯の構成（イ）続き柄【○】 ・2 同居世帯（ア）同居世帯の有無【○】 ・3 世帯全員の1年間の収入（税込み）【○】 ・4 勤めか 自営かなどの別【○】 ・5 通勤時間（片道）【○】 ・6 子の住んでいる場所【○】 ・7 現住居への入居時期【○】 ・8 前住居（ア）どんな住居に住んでいましたか【○】 ・10 持ち家か 借家かの別【○】 ・12 住宅の構造【○】 ・14 建築の時期（完成の時期）【○】 ・15 台所の型【○】 ・16 高齢者等のための設備等【○】 ・17 省エネルギー設備等（ア）太陽熱を利用した温水機器等がありますか【○】 ・17 省エネルギー設備等（イ）太陽光を利用した発電機器等がありますか【○】 ・17 省エネルギー設備等（ウ）二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓がありますか【○】 ・18 住宅の建て替え 新築 購入などの別【○】 ・19 平成31年1月以降の住宅の増改築 改修工事等（ア）住宅の増改築や改修工事等をしましたか【○】 ・19 平成31年1月以降の住宅の増改築 改修工事等（イ）高齢者等のための設備の工事をしましたか【○】 ・20 平成31年1月以降における住宅の耐震診断の有無【○】 ・21 平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無【○】 ・22 所有地か 借地かなどの別【○】 ・24 取得方法・取得時期等（ア）だれから買ったり借りたりなどしたのですか【○】 ・24 取得方法・取得時期等（イ）いつ買ったり借りたりなどしたのですか【○】 ・25 現住居以外の住宅（ア）所有していますか【○】 ・25 現住居以外の住宅（イ）住宅の種類（1）居住世帯のある住宅【△】 ・25 現住居以外の住宅（イ）住宅の種類（2）居住世帯のない住宅（空き家）【△】 ・26 現住居以外の土地（ア）所有していますか【○】	・26 現住居以外の土地（イ）土地の種類【○】 ・（建物調査票）居住世帯のない住宅（1）種類【○】 ・（建物調査票）居住世帯のない住宅（2）構造【○】 ・（建物調査票）（3）住宅の種類【○】 ・（建物調査票）（4）建て方【○】 ・（建物調査票）（5）腐朽・破損の有無【○】 ・（建物調査票）（7）敷地に接している道路の幅員【○】 ・（建物調査票）共同住宅（9）エレベーターの有無等【○】 ・（建物調査票）共同住宅（9）防犯設備の有無【○】 ・（建物調査票）共同住宅（10）オートロックの別【○】 ・（建物調査票）共同住宅（11）高齢者対応型住宅の別【○】 ・（建物調査票）共同住宅（11）サービス付き高齢者住宅の別【○】 ・（建物調査票）住宅以外の建物（12）建物の種類【○】 ・（加工項目）居住世帯の有無【○】 ・（加工項目）世帯の種類【○】 ・（加工項目）世帯の型【○】 ・（加工項目）65歳以上の世帯員の有無【○】 ・（加工項目）75歳以上の世帯員の有無【○】 ・（加工項目）65歳以上の世帯員のみからなる世帯か【○】 ・（加工項目）75歳以上の世帯員のみからなる世帯か【○】 ・（加工項目）高齢夫婦の有無【○】 ・（加工項目）高齢夫婦のみの世帯か【○】 ・（加工項目）65歳以上の世帯員がいる单身・夫婦世帯か【○】 ・（加工項目）75歳以上の世帯員がいる单身・夫婦世帯か【○】 ・（加工項目）世帯内の最高齢者の年齢【○】 ・（加工項目）現在の居住形態【○】 ・（加工項目）現住居の所有の関係【○】 ・（加工項目）男女の別（世帯主）【○】 ・（加工項目）バリアフリー化【○】 ・（加工項目）リフォーム工事の有無【○】
イ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア等の匿名化処理		—	

Ⅱ 各統計調査で独自に行う処理		令和5年住宅・土地統計調査																
1 提供する地域（市区町村以上の地域情報）																		
各統計調査において、提供する地域（都道府県、市区町村等）を決定する。		・都道府県																
2 サンプリング・リサンプリング率																		
各統計調査において、調査方法を考慮し抽出した調査票情報の一部を提供する。																		
<table><tr><td>【国勢調査】</td><td>一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約１％</td></tr><tr><td>【社会生活基本調査】</td><td>世帯単位に約80％ （調査票A、調査票Bごとに抽出する。）</td></tr><tr><td>【就業構造基本調査】</td><td>世帯単位に約80％</td></tr><tr><td>【住宅・土地統計調査】</td><td>住宅単位に約10％ （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）</td></tr><tr><td>【労働力調査】</td><td>世帯単位に約80％（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20％とする。）</td></tr><tr><td>【全国家計構造調査】</td><td>世帯単位に約80％ （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。）</td></tr><tr><td>【国民生活基礎調査】</td><td>世帯単位に約20％</td></tr><tr><td>【賃金構造基本統計調査】</td><td>労働者単位に約40％</td></tr></table>		【国勢調査】	一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約１％	【社会生活基本調査】	世帯単位に約80％ （調査票A、調査票Bごとに抽出する。）	【就業構造基本調査】	世帯単位に約80％	【住宅・土地統計調査】	住宅単位に約10％ （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）	【労働力調査】	世帯単位に約80％（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20％とする。）	【全国家計構造調査】	世帯単位に約80％ （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。）	【国民生活基礎調査】	世帯単位に約20％	【賃金構造基本統計調査】	労働者単位に約40％	・住宅単位に約10％ （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）
【国勢調査】	一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約１％																	
【社会生活基本調査】	世帯単位に約80％ （調査票A、調査票Bごとに抽出する。）																	
【就業構造基本調査】	世帯単位に約80％																	
【住宅・土地統計調査】	住宅単位に約10％ （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）																	
【労働力調査】	世帯単位に約80％（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20％とする。）																	
【全国家計構造調査】	世帯単位に約80％ （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。）																	
【国民生活基礎調査】	世帯単位に約20％																	
【賃金構造基本統計調査】	労働者単位に約40％																	
3 世帯・個人識別情報の匿名化																		
各統計調査の特性により調査対象が特定される可能性が高い場合は匿名化処理を行う（提供する地域ごとに検討を行う。）。																		
<table><tr><td>【国勢調査】</td><td>・母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・父子世帯を削除 ・子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除</td></tr><tr><td>【社会生活基本調査】</td><td>・母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除</td></tr><tr><td>【就業構造基本調査】</td><td>・長時間労働者のいる世帯を削除</td></tr><tr><td>【住宅・土地統計調査】</td><td>・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除</td></tr><tr><td>【労働力調査】</td><td>・自衛官及び受刑者のレコードを削除</td></tr><tr><td>【国民生活基礎調査】</td><td>・父子世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除</td></tr><tr><td>【賃金構造基本統計調査】</td><td>・公営の事業所を削除</td></tr></table>		【国勢調査】	・母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・父子世帯を削除 ・子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除	【社会生活基本調査】	・母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除	【就業構造基本調査】	・長時間労働者のいる世帯を削除	【住宅・土地統計調査】	・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除	【労働力調査】	・自衛官及び受刑者のレコードを削除	【国民生活基礎調査】	・父子世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除	【賃金構造基本統計調査】	・公営の事業所を削除	・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除		
【国勢調査】	・母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・父子世帯を削除 ・子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除																	
【社会生活基本調査】	・母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除																	
【就業構造基本調査】	・長時間労働者のいる世帯を削除																	
【住宅・土地統計調査】	・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除																	
【労働力調査】	・自衛官及び受刑者のレコードを削除																	
【国民生活基礎調査】	・父子世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除																	
【賃金構造基本統計調査】	・公営の事業所を削除																	
4 攪乱処理																		
調査単位、調査対象等が、特定又は推定されないようスワッピング、誤差の導入などの匿名化処理を必要に応じて行う。																		
<table><tr><td>【国勢調査】</td><td>・２つの調査対象を入れ替える。（スワッピング）</td></tr></table>		【国勢調査】	・２つの調査対象を入れ替える。（スワッピング）	—														
【国勢調査】	・２つの調査対象を入れ替える。（スワッピング）																	

令和4年就業構造基本調査の概要

調査の目的

国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査周期

5年

調査期日

令和4年10月1日現在

調査期間

令和4年9月23日～10月23日

調査範囲 及び 報告者数

約54万世帯の15歳以上の世帯員約
108万人

調査事項

〔有業者・無業者共通の調査事項〕

⇒ 就学状況、収入の種類、職業訓練・自己啓発の有無・種類、育児・介護の状況等

〔有業者に関する調査事項〕

⇒ 従業上の地位・勤め先での呼称、雇用契約期間、就業日数・時間、就業理由、転職又は追加就業の希望の有無等

〔無業者に関する調査事項〕

⇒ 就業希望の有無、希望職種、求職活動状況、非就業希望理由等

調査系統 【調査方法】

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者
※調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯員はオンラインで回答、調査票を郵送で提出又は調査員へ提出
（回収率：81.8% オンライン回答率：22.5%）＜前回（平成29年調査）：回収率：87.2% オンライン回答率：20.4%＞

結果公表

令和5年7月21日14:00に公表・記者レク

調査の目的

○我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和23年以来5年ごとに行っており、令和5年調査はその16回目に当たる。

調査の概要

- 調査日：令和5年10月1日（日）午前零時現在
- 調査地域：令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約19.9万単位区について調査を実施する。
- 調査対象：令和5年10月1日現在、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約340万住戸・世帯）
※標本設計の見直しにより前回の平成30年調査（約370万住戸・世帯）から1割程度、調査対象を削減
- 調査事項：[住宅等に関する事項]
居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方など
[世帯に関する事項]
世帯の構成（世帯人員数、性別、年齢等）、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項（安全性、快適性等）、現住居以外の住宅及び土地に関する事項など
- 調査の流れ：総務省→都道府県→市町村→統計調査員（指導員）→統計調査員（調査員）→調査対象住戸・世帯
※調査書類は同時配布方式により配布
※回答方法は①オンライン、②郵送、③調査員回収のいずれかの方法による（調査対象世帯が選択）

結果の利用

- 国及び地方公共団体が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 耐震や防災を中心とした都市計画の制定
- 経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計 など